

熊本県食の安全対策会議専門部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県食の安全対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく専門部会（以下「部会」という。）の組織と運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、要綱第2条に規定する事項に関する個別の課題について、具体的な検討を行う。

(組織)

第3条 部会は別表の左欄のとおりとし、それぞれ中欄に掲げる事項を検討する。

2 前号に掲げる部会の部会員及び部会長は、別表の右欄のとおりとする。

3 部会長は、部会を招集し、運営する。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、各部会長が所属する課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。（一部改正：専門部会の追加）

附 則

この要領は、平成15年11月27日から施行する。（一部改正：専門部会の追加）

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。（一部改正：専門部会の統合）

附 則

この要領は、平成21年6月19日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成22年6月15日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成23年6月10日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成24年5月29日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、平成29年4月12日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、令和元年11月15日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、令和２年１０月２３日から施行する。（一部改正）

附 則

この要領は、令和６年１０月１５日から施行する。（一部改正）

【別表】

部会の名称	検討課題	部会員と部会長
農薬等安全使用部会	農薬等の適正かつ安全な使用に関すること	〔健康福祉部〕 健康危機管理課長 〈健康局〉 薬務衛生課長 〔環境生活部〕 〈環境局〉 環境保全課長 〈県民生活局〉 くらしの安全推進課長 〔農林水産部〕 農林水産政策課長 〈生産経営局〉 農業技術課長（部会長） 農産園芸課長 畜産課長 病虫害防除所長 〈水産局〉 水産振興課長
牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策部会	本県産牛の生産、流通、消費等のＢＳＥ対策に関すること	〔総務部〕 〈総務私学局〉 私学振興課長 〔健康福祉部〕 健康危機管理課長 〈健康局〉 薬務衛生課長 〔環境生活部〕 〈環境局〉 循環社会推進課長 〈県民生活局〉 くらしの安全推進課長 〔商工労働部〕 〈商工雇用創生局〉 商工振興金融課長 〔農林水産部〕 農林水産政策課長 団体支援課長 〈生産経営局〉 農業技術課長 畜産課長（部会長） 〈水産局〉 水産振興課長 〔教育庁〕 〈県立学校教育局〉 体育保健課長

部会の名称	検討課題	部会員と部会長
飼料等安全使用部会	畜水産の飼料等の適正かつ安全な使用に関すること	〔健康福祉部〕 健康危機管理課長 〈健康局〉 薬務衛生課長 〔環境生活部〕 〈県民生活局〉 くらしの安全推進課長 〔農林水産部〕 畜産研究所長 水産研究センター所長 〈生産経営局〉 農業技術課長 農産園芸課長 畜産課長（部会長） 〈水産局〉 水産振興課長
食品表示部会	適正な食品の表示に関すること	〔健康福祉部〕 健康危機管理課長 〈健康局〉 健康づくり推進課長 薬務衛生課長 〔環境生活部〕 〈県民生活局〉 くらしの安全推進課長（部会長） 消費生活課長 〔商工労働部〕 産業技術センター次長 〈食のみやこ推進局〉 販路拡大ビジネス課長 〔農林水産部〕 農林水産政策課長 〈食のみやこ推進局〉 流通アグリビジネス課長 〈生産経営局〉 農業技術課長 農産園芸課長 畜産課長 〈森林局〉 林業振興課長 〈水産局〉 水産振興課長

部会の名称	検討課題	部会員と部会長
食品検査部会	食品検査体制のあり 方の検討 食品検査の実施のた めの連絡調整 食品検査結果の公表 に係る検討	〔健康福祉部〕 健康福祉政策課長 健康危機管理課長 保健環境科学研究所長 〈健康局〉 薬務衛生課長 〔環境生活部〕 環境政策課長 〈県民生活局〉 くらしの安全推進課長（部会長） 〔農林水産部〕 農林水産政策課長 農業研究センター次長 水産研究センター所長 〈食のみやこ推進局〉 流通アグリビジネス課長 〈生産経営局〉 農業技術課長 農産園芸課長 畜産課長 〈森林局〉 林業振興課長 〈水産局〉 水産振興課長 〔教育庁〕 〈県立学校教育局〉 体育保健課長